

勤務条件

今回の選考の結果、採用された場合の令和８年１０月１日からの勤務条件は次のとおりです。

職種区分	パートタイム会計年度任用職員（文化財整理作業員）
任用期間	令和８年１０月１日から令和９年３月３１日
勤務内容	発掘調査により出土した遺物の洗浄・分類整理・注記・実測作業・データ整理、文化財関係図書整理作業 等
勤務時間	９時００分～１６時００分（休憩：１２時００分～１３時００分）
勤務日	月曜日から金曜日までの所属長が指定する日（週３日かつ１５時間以内） ※業務が発生したときのみ勤務
勤務場所及び勤務内容の変更の範囲	（勤務場所）敦賀市文化・交流推進課分室（敦賀市赤崎３９－８） （勤務内容）変更なし
実労働時間	６時間もしくは３時間
報酬	時給 １，２１８円※
通勤手当	なし
期末勤勉手当（賞与）	なし
退職に関する事項	１ 任用期間が満了した場合には、当然に退職となります。 ２ 辞職手続 原則として、退職する３０日前までに届け出ること。 ３ 退職手当 支給なし
社会保険	加入なし
雇用保険	加入なし
給与支給日	前月１１日～当月１０日までの出勤時間数分を月額として当月２１日に支給（金融機関が休みの場合は、その日前の最も近い営業日）
有給休暇	なし
分限処分 懲戒処分	地方公務員法の適用を受けるため、 ・法令や上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 等に反した場合は、減給、停職、免職等の処分の対象となります。

※最低賃金の引上げや人事院勧告等により、年度途中に変更（増額の場合、遡り適用となる場合あり。）が生じる可能性があります。あらかじめ御了承ください。

以上の他は、「敦賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によります。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

担当：敦賀市文化交流部文化・交流推進課
TEL：(0770) 22-8152（直通）